

特別定額給付金(10万円)の申請はお済みですか？

現在受付中の特別定額給付金（1人につき10万円給付）について、申請期限が令和2年8月18日（当日消印有効）となっております。

申請がお済みでない場合は、お早目のご申請をお願いいたします。

申請書の記入方法が分からない場合や、申請書をお持ちでない場合など、申請に関するお問い合わせについては、下記の古賀市特別定額給付金窓口までご連絡ください。

なお、対象の世帯主の方には、5月下旬に申請書を郵送しています。

【給付対象者】

- ・ 基準日(令和2年4月27日)において住民基本台帳に記録されている方
- ・ 受給権者は、その者の属する世帯の世帯主

申請がお済みでない方に対しては、7月中旬ごろに申請書を再度郵送する予定です。

特別定額給付金に関連付けた詐欺にご注意ください！

特別定額給付金の支給にあたって、現金自動預払機（ATM）の操作や、手数料の振込み等を求めることはありません。

今後、新たな手口の勧誘が行われる可能性もあります。不審な電話がかかってきたり、メール・郵便物が届くなど、怪しい！と感じた場合には、市や消費生活センター、警察署等にご相談ください。

【問い合わせ先】

古賀市 予防健診課 特別定額給付金窓口
(サンコスモ古賀内)

TEL：092-692-1072